

## 【令和5（2023）年度 事業計画】

令和5年3月23日

仙台湾水先区水先人会

会長 市村 孝夫

水先人会の運営に関しては、会員の品位を保持し、水先業務の適正且つ円滑な遂行及び船舶交通の安全を確保出来る様に、会則4条の定める所により、次の事業を実施する。

（会則第4条）

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し、必要な業務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し、日本水先人会連合会及び管公署と連絡協議する事。
- (5) 前各号に掲げるものの他、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策、その他本会の目的を達成する為に必要な施策を実施する事。

### 1. 重点事業

- (1) 東日本大震災発生からまるまる12年を経過した。国、県の復興再生関連の工事については、概ね完工したものと推察されます。一方で、塩釜港区、仙台港区については、改良工事等が進行中です。港内整備が継続実施されるので船舶航行の安全には、十分留意すること。船舶運航上問題がある場合は、適宜、関係官庁と協議・交渉しその改善に努める。
- (2) 今年度も顧客殿の要望に積極的に対応し、船舶の安全航行に寄与する。特に石巻港区の航路及び棧橋・岸壁付近の水深減少について関係各位に鋭意報告しますとともに、注意喚起を継続する。

### 2. 適正化事業

- (1) 会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督。
- (2) 会員の技術向上及び健康管理等の品質管理に関する事業の推進。
  - ・ 飲酒規定の遵守、アルコールチェッカーによる測定及び記録を励行。
  - ・ 感染症対策に習熟し、適宜、同予防・健康維持に対応、注力する。
  - ・ 操船技術増進の為の資料等の収集及び整理、活用の実施。
  - ・ 引き受け基準関係は、常に最新のものにしておく（必要に応じて、

見直しなども適宜検討)。

- (3) 品質向上に関する問題点の検討、対応。
- (4) ユーザー対応窓口により利用者意見の聴取。
- (5) 公益法人会計基準の基つく会計処理の実施
- (6) 日本水先人会連合会の目的の達成。

### 3. 水先人の養成関連事業等

- (1) 水先人の免許更新講習(期日未定)に、市村、岩崎、濱中水先人が予定される。水先人の新人水先人講習(本年5月中旬)に、遠藤水先人が、予定される。
- (2) 日本水先人会連合会が実施します安全研修に、市村、西上水先人が予定される。
- (3) 遠藤水先人は就業2年目ですが、水先業務の更なる習熟・練度に多少時間要します。要所時、会員各位の協力、助言などが必要です。
- (4) 本年4～7月来頃、次年度当会入会水先人募集人員について協議募集をかける。

### 4. 業務取次窓口の業務

- (1) 水先業務の引受けに関する事務、引受け事務要領に基つく適格な実施。
- (2) 水先料金收受事務の適格な実施及び必要な報告。
- (3) 佐藤従業員の、予算関係業務の継続。

### 5. 港湾振興に関する協力事業

- (1) 港湾振興会、港湾関係官庁が主催する安全会議に参加し、港内の安全管理に協力する。またユーザー情報の入手に努める。
- (2) 仙台塩釜港振興会が実施している、当該地区の船舶交通の安全・効率化の為のポータルナビ設置関係については、本年度も積極的協力する。
- (3) 港湾計画の見直し、港湾運営等に関する会議がある場合、必要に応じて参画する。
  - ・仙台港区：高砂コンテナバースの東方190m延長工事の継続。
  - ・塩釜港区：貞山1号岸壁—海上関連物の改良工事継続。

### 6. その他の事業

- (1) 水先要請に必要な情報、及び本会並びに外部会議に関する諸情報を公開する。また必要に応じて委員会等を開催し、会員への周知を図る。

以上